平成２３年（フ）第６３０号
岐阜市須賀３丁目16番１―306号　アサイビル
債務者　森　　彦春
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
福岡県小郡市小板井446番地16
債務者　田中　仁彰
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５４６号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―4001号共同住宅
債務者　山田ツル子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７４号
宮城県栗原市高清水中の茎34番地　市営中の茎住宅148号
債務者　只野　恵美（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
宮城県加美郡色麻町平沢字山下98番地
債務者　増子れい子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
石川県白山市西柏２丁目３番地７
債務者　東　　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号
三重県津市半田2406番地20
債務者　盆野喜三夫
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４２号
三重県津市藤方1195番地１　Ｍタウン１・201号
債務者　鈴木加津江
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９３号
大津市石山寺３丁目25番10号　サンレポス石山402
債務者　鶴巻美代子（旧姓河盛）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４５号
大津市膳所１丁目15番５号　堀池マンション２Ｆ１、住民票上の住所大津市膳所１丁目15番５号　堀地マンション２Ｆ１
債務者　奥村　　賢
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７１号
兵庫県三木市志染町広野３丁目100番地
債務者　近藤真州美（旧名真寿美）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６７号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目５番２―307号
債務者　末岡　晴美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３８号
神戸市長田区神楽町２丁目３番５号　清風荘312号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国岡800番地の17
債務者　田原　賢二
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４１号
神戸市長田区房王寺町６丁目２番５号ヴェラス長田102号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町１丁目８番13―405号
債務者　居酒屋京やんこと　京藤　純子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５０号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の10　桃山台ハイツ302号
債務者　飯田　喬子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５３号
神戸市垂水区東垂水３丁目13番６号、従前の住所兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18
債務者　髙橋　直子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７５号
神戸市須磨区衣掛町５丁目１番12号　ワコーレビーチサイド須磨302
債務者　花田　　泰
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部